

蒲郡市消防団員証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市消防団員（以下「団員」という。）の身分を証明するために交付する消防団員証（以下「団員証」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(団員証)

第2条 団員証は、別記様式に定めるところによる。

(取扱制限)

第3条 団員証は、他人に譲渡し、貸与し、又は使用させる等これを悪用してはならない。

(再交付)

第4条 団員は、団員証の記載事項に変更が生じた場合又は団員証を紛失し、若しくは毀損した場合には、その旨を速やかに消防団長に申し出て再交付を受けなければならない。

(返納)

第5条 団員がその身分を失った場合には、直ちに団員証を消防団長に返納しなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。